

モデル給与例（行政職職員）

（単位：円）

職階	年齢	扶養親族	減額措置前					減額措置後				
			勧告前		勧告後		年間給与 増減額	勧告前		勧告後		年間給与 増減額
			月額	年間給与	月額	年間給与		月額	年間給与	月額	年間給与	
主事	25	独身	209,497	3,341,000	209,497	3,341,000	0	208,449	3,329,000	208,449	3,329,000	0
主任主事	30	配偶者	261,713	4,156,000	261,713	4,156,000	0	260,473	4,136,000	260,473	4,136,000	0
主査	35	配偶者、子一人	317,628	5,097,000	317,628	5,097,000	0	315,252	5,068,000	315,252	5,068,000	0
副主幹	40	配偶者、子二人	360,859	5,784,000	360,859	5,784,000	0	358,192	5,752,000	358,192	5,752,000	0
主幹	45	配偶者、子二人	414,555	6,728,000	413,287	6,707,000	21,000	411,459	6,691,000	410,200	6,670,000	21,000
課長補佐	50	配偶者、子二人	458,209	7,432,000	456,201	7,399,000	33,000	454,805	7,391,000	452,814	7,359,000	32,000
課長	-	配偶者、子二人	585,472	9,239,000	583,252	9,202,000	37,000	558,309	8,913,000	556,178	8,877,000	36,000
部長	-	配偶者	688,846	11,245,000	686,310	11,201,000	44,000	642,831	10,693,000	640,446	10,650,000	43,000

注1 月額および年間給与は、大学卒上級採用者を例に、基本給、扶養手当、管理職手当および地域手当を基礎に算出しています。

注2 「減額措置前」の欄には平成23年度における職員の給与の特例に関する条例による減額措置前の額を、「減額措置後」の欄には同条例による減額措置後の額を記載しています。

注3 減額措置の内容については、基本給、管理職手当などの減額となっています。